

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成29年11月28日（火）午後2時00分から午後3時40分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 奥山 豪（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 小川 貴紀（同上）

検察官 九岡 芳彦（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 坂井 活広（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【全般について】

（司会）まず，皆さんが参加された事件を御紹介いたします。1番と2番の方が参加されたのは強姦致傷事件で，強姦の際の暴行脅迫の態様等が争いになりました。職務従事期間は6日間，公判は4日間でした。3番の方は強盗殺人事件に参加されました。主な争点は殺意の有無で，職務従事期間は17日間，公判は14日間でした。4番と5番の方が参加されたのは強姦致傷事件で，事実関係に争いはなく主な争点は量刑でした。職務従事期間は5日間，公判は4日間でした。6番の方は強盗致傷事件に参加され，こちらも事実関係に争いはなく，主な争点は量刑でした。職務従事期間は5日間，公判は4日間でした。最初に，裁判員裁判に参加された感想や印象をお聞きしたいと思います。1番さんはいかがでしょう。

(1番)まさか自分が当たるとはという思いでしたが、知り合いが1人もいない中で話し合い自体初めての経験でしたし、普段では経験できないようなことを経験でき、勉強になりました。人を裁くということについての責任も感じ、加害者や被害者の人生に携わる貴重な経験となりました。

(2番)私も1番さんと同じで、とても勉強になりました。これまで新聞やニュースで刑事裁判や事件について見聞きしても他人事に思っていたのですが、今回裁判員としての経験を通して、もしかすると自分も加害者や被害者になるかもしれない、身近なことなんだとひしひしと感じました。

(5番)私は、弁護人がもう少し被告人の気持ちを代弁してくれたら良かったと思いました。

(3番)私は勤務先と裁判所が近かったので、入社してから裁判所に来て、終わったら会社に戻るというスケジュールでした。転勤前の住居では、裁判員裁判を行う裁判所との移動距離を考えると大変だったかなと思います。私の場合は長期間でしたが、仕事に支障はなく、良い経験をさせていただきました。判断にあたっては裁判長からいろいろなアドバイスを聞き、それはとても分かりやすく参考となりました。ただ、そのアドバイスであったり、検察官や弁護人の主張によっては、我々裁判員もベクトルが違う方向に向いてしまう可能性もあるのではないかと感じました。

【裁判員選任手続について】

(司会)続いて、裁判員選任手続について伺いたいと思います。皆さんが裁判員選任手続への参加のお知らせを受け取られた際、文書の内容は分かりやすいものでしたか。6番さん、いかがでしょうか。

(6番)内容については分かりやすく、理解できました。ただ、事前質問票の書き方は煩雑に感じました。

(4番)前年の秋に裁判員候補者名簿登載のお知らせが届いていましたが、少し忘れかけていました。4月に選任手続のお知らせが届いた時に、そういえばそ

うだったと思い出し、くじに行くのだなと理解しました。

(司会) 何のためにこのような文書が送付されたのかが分からないということはなかったようですね。6番さんは事前質問票の書き方が煩雑だったというお話でしたが、具体的にはどのようなことでしょうか。

(6番) ページ数が結構あり、自分がどの事項に該当するのか迷いながら読み進めていく途中で嫌になる人もいるかと思いました。

(3番) 私はそれほど大変という印象はありませんでした。

(2番) 仕事の都合についての質問がありましたが、サラリーマンですと出張など先が読めない忙しさが重なることがあり、具体的に記載できない面があります。予定があるとひとまず記載しておこうと考える人が多いのではないかと思います。

(司会) 選任手続のお知らせは、裁判員選任手続の2か月近く前に送付されますが、その段階で仕事や家庭の面で日程調整などされていたか。2番の方は、仕事の関係の調整をどのようにされましたか。

(2番) 私の会社は社員が少なく、裁判員経験者の前例がなかったため、有休なのか公休なのかという話になりました。結局は公休扱いとなり、問題なく参加できました。

(司会) 事前質問票では仕事に支障がないと回答されて、その段階で調整を始められたということでしょうか。

(2番) 裁判員に選任されてからです。選任手続のお知らせが届いた段階では、選任される可能性について上司や周囲に話はしていました。

(司会) 裁判員に選任されるかどうか分からない段階では、日程が定まらないことで調整に苦労するなどの影響はありましたでしょうか。3番さんはいかがでしょう。

(3番) 私は担当を持っていなかったので仕事に影響はありませんでした。しかし、担当という形で何かの仕事に携わっていると、応援を頼むなどしてやり

くりすることになったのだらうと思います。そうすると、長期間であればあるほど影響が出るのではないかと感じました。私は会社が近かったので参加が可能でしたが、中には1時間かけて裁判所に来ていた方もいたので、そのような方は大変だと思いました。

(5番) 例えば営業職をしていると目標や成績がありますし、調整の必要性や影響について経営者側に啓発活動をする必要があると思います。

(司会) いろいろな調整や準備をされた上で実際に選任手続に出席していただきましたが、どのような感想や印象を持たれましたか。

(1番) 選任されるかどうかは分からないけれど、この期間だけは拘束されると予め承知の上で出席しました。私は仕事をしていなかったのが融通が利きましたが、例えば自営業をしている家族の場合、急遽出張が入ることもあり、2か月前に通知があったとしても参加できなかつたと思います。経営陣の理解以前に現場では2か月後の予定が立たず、そういった面から仕事を理由に参加できないと当初から考える人が多いのではないかと思います。また、候補者となったらどんな理由があっても断れないという噂を聞いていて、断りたくても断れない人はどうするのかと思っていました。家族が候補者となっていたことがあったので知識がありましたが、何も知らずにいたら、どれだけの人数が選任されるか分からず不安だったと思います。

(司会) 事件によってばらつきはありますが、選任手続には20人から30人程度の候補者の方が出席されます。そのようなことも知っていた方が良かったということでしょうか。

(1番) そんなに人数が多いと、その中で一体何人が選ばれるのだらうと戸惑いました。

(5番) 半日拘束されるので、10人程度でもいいのではと思いました。

(司会) 思ったより人数が多かったという印象だったのですね。手続の進め方に関してはいかがでしょうか。

(3番) 私の場合は70人か80人が出席されて、補充裁判員の方も含め9人が選任されました。大人数でしたので手続の際に時間が空いたのは仕方がないと思います。インフルエンザの時期でもありましたし、辞退される人も考慮してそれなりの人数に選任手続のお知らせを送らないといけないと聞いて、逆に裁判所は大変だなと思いました。

(司会) 3番さんの事件は審理期間が長いため、裁判所としては選任手続のお知らせをお送りした方の何割に来ていただけるのか予想がつかず、選任手続のお知らせをお送りした数は他の事件よりずっと多いものでした。4番さんは選任手続の印象はいかがでしたか。

(4番) 私の場合は、もし選任手続が3月以前であったならば、子供が保育園に入園前だったので断っていたと思います。裁判所から託児施設の紹介はありましたが、遠方に住んでいたもので、名古屋まで子供を連れて来るのは難しかったです。また、公判は4日間でしたが、子どもが通う保育園から「延長保育は月に2回まで」と言われたので、残り2日間は姉にお願いしました。こういったことについて市役所等に要望してもらえるといいと思いました。

(司会) 保育園の方には、裁判員として参加するということは知らせていなかったということでしょうか。

(4番) 先生もお忙しそうだったのでそれ以上言えず、伝えませんでした。姉のおかげで参加できました。

(検察官) もし3月以前だったら、事前質問票で辞退を希望されていたということでしょうか。

(4番) 一時保育も月4回まででしたので、職務従事期間が5日間以上の場合は参加できませんでした。

【裁判の日程について】

(裁判官) それでは、裁判の日程について話題を移したいと思います。実際に裁判員裁判に参加されているいろいろな感想をお持ちだと思いますが、日程の長さ、

ペースの点についてお話をお聞かせいただけますでしょうか。また、裁判所においでいただく時間や、終了時間等についてもお話をお聞かせください。

(3番) 結果論になりますが、私が担当した事件の場合は、証人をそこまでたくさん呼ばなくても良かったのではないかと、もう少し期間が短くても良かったのではないかと感じました。集合時間と終了時間については特に意見はありません。

(裁判官) 4番さんは延長保育を利用して対応していただいたとのことですが、終了時間の影響が大きかったりはしますか。

(4番) 初日の終了時間が午後5時でしたので、延長保育を利用しないといけませんでしたが、仕方がないことですので、特に不満はありません。

(裁判官) 時期的な面はいかがでしょう。1番と2番の方は、連休をまたぐ日程となっていましたので、休日との兼ね合いで苦勞された点はありますか。他の方で、4月の年度代わりの直後で調整が困難だったなど、何かありますでしょうか。

(1番) 私自身は大丈夫でした。しかし、被告人質問終了後に冷静になってみると、あれもこれも聞きたかったということがありましたので、もう少し質問する機会があったら良かったと感じました。

(司会) 1番さんと2番さんが参加された事件は、審理2日目にまとめて被告人質問を行うという日程でしたね。

(1番) 公判のときは初めての経験で緊張していたため質問できず、後々になってこの点を聞いておけば何か違っていたかもしれないという話が裁判員の中であり、もう少し時間があればと思いました。

(司会) 審理日程について、他に何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

(2番) 私個人としては、もっと色々なことを評議できるとよかったです。仕事との兼ね合いもありますので、参加可能な日数は長くても1週間くらいかなと思います。

(司会) 審理日数が長くなるにしたがって、出席できない可能性が高くなるということですね。

(2番) そうですね。

(5番) 私も、審理日数が1週間程度であれば何とかかなるかなと思います。

(6番) 私の場合、審理日数は5日間だったのですが、選任手続期日から判決期日までの間に2回土日を挟んだので、もっと日程を詰めてもいいと思います。休日の間でも心の引っかかりが取れない人もいます。

(3番) 私の場合は、審理日数が長かったおかげかどうかは分かりませんが、先ほど1番の方がおっしゃったように「もっと質問をすればよかった。」と感じることはありませんでした。

【その他について】

(司会) それでは、裁判員裁判終了後のことについてお聞きします。裁判員の任務を終えて、裁判や司法に対する印象に変化はありましたか。また、裁判員を経験した感想等について、知人や家族等の周囲の方にはどのようなことを伝えられましたか。

(6番) まず、印象の変化についてですが、自分が裁判員を務める前は、裁判の報道に触れても、なぜその判決結果になったのだろうとっていました。しかし、自分が裁判員を務めた後は、きっと裁判官や裁判員が議論を尽くしてその判決結果になったのだろうなと思うようになりました。また、家族や知人の反応についてですが、全く裁判に関する話を聞かれませんでした。まるで腫れ物に触るような対応でした。

(5番) 私は逆に、自分の方から周囲の方に裁判員経験をアピールしていますが、どこまでの情報が守秘義務に当たるかの線引きが難しいなと思っています。

(6番) こちらから敢えて話すことでもないのかなとは思いますが、周囲の方は、裁判に関することは何も聞いてはいけないと思っているようです。もっと裁判のことを聞いてもいいんだという雰囲気があれば、裁判員とはどのような

ものなのかを知ってもらえると思います。

(司会) 今のお話ですと、自分の方から積極的に「こうだったよ。」とは言いづら
いけれども、周囲の方に聞かれば伝えたいということですね。

(6番) はい、伝えます。

(司会) 他の方は、周囲の方の反応についてはいかがでしたか。

(4番) 私も、6番の方と同じく、周囲の方からは「へえ、そうなんだね。」と言
われただけで、何も聞かれませんでした。

(2番) 私の場合、忘年会など酒の席では「裁判員をやってみてどうだったの。」
とよく聞かれました。

(司会) 今のお話のように、周囲の方から裁判員の経験談を聞かれた場合、もちろ
ん守秘義務に抵触する情報については秘密にさせていただいていると思いき
ますが、それ以外の情報を話すことについてもためらいを感じますか。

(2番) 裁判員になった際、最初に「法廷で公になったことについては、周囲の方
にしゃべってもいいですよ。」という説明を受けましたので、それを前提と
して周囲の方に話をしています。そうすると、皆さん「ああ、そこまでだっ
たら教えてくれるんだね。」という反応をされます。裁判員の経験談を聞き
たいけれど、どこまで聞いていいのかの線引きが分からずに戸惑っている方
が多いと思います。

(3番) 私の周囲には、裁判員の経験談を聞いてくる方が多いです。裁判の内容だ
けでなく、実際の選任手続の流れなどについても聞かれます。まだ私の周囲
で裁判員を経験された方はおらず、経験談を話すと、よかったね、いいねと
言われることが多いです。

(司会) 今のお話を聞いていますと、周囲の方にも色々な反応があるということ
ですね。逆に、皆さんの方から積極的に経験談を発信されることはありますか。

3番の方は御自分から話されたりもしているのですか。

(3番) そうですね。例えば裁判官、裁判員の入廷の仕方であったりとか、実際に

経験したことや、裁判官に教えてもらったことを積極的に話しています。

(5番) 私は、周囲の方に対して、裁判員制度の啓発活動に努めています。今日も記念品の裁判員バッジを着けてきましたが、このバッジを着けていると、周囲の方から「これは何？」と聞いてもらえることが多いです。

(司会) 先ほど、6番の方から、裁判に対する印象が変わったというお話がありましたが、その他の方はいかがですか。裁判員を終えられた後に、裁判員裁判の報道は気にされるようになりましたか。

(1番) 終えてしばらくは気にしていました。終わった後に、自分は冷静に判断できたのかと振り返ってみたり、被告人はちゃんと判決を受け止めて、更生してくれたのかなと考えることもありましたが、知らない人同士で話し合う中で一体感が生まれたことはすごく良い経験でしたし、勉強にもなるので、周りの人には、是非裁判員裁判に参加してくださいと話しています。

(司会) 1番の方のお話と関連しますが、もし、周囲の方から裁判員の選任手続に呼ばれたと相談を受けたら、どのように答えられますか。

(6番) 是非参加してくださいと言います。

(3番) 仕事の調整ができるなら、私も是非参加してくださいと言います。

(4番) 勉強になったので、行った方がいいよと言います。ただ、性犯罪の裁判はやはり心理的にきつかったです。

(5番) 知り合いの弁護士から聞いて、裁判員裁判への参加は義務であることを周囲の方には説明しています。

(弁護士) 裁判員裁判はタイトスケジュールですので、その点の訴訟関係人の苦労も御理解いただければと思います。

(検察官) 主張立証の関係で難しい面はありますが、なるべく多くの方に裁判員裁判に御参加いただけるよう、日程面も考慮して準備していく必要があると改めて感じています。

(司会) この機会に何かお話されたいことがあれば、お聞かせください。

- (3番) 裁判員の中にパート勤務の方がいて、裁判員の日当額よりもパートの日給の方が高いという話を聞いて、何とかならないものかと思いました。
- (1番) 調べれば分かるのかもしれませんが、被告人が控訴したのかどうかは気になりました。
- (6番) 裁判員裁判では、自分の意見を述べる機会がたくさんあってよかったです。それまでは聞いていることの方が多かったのですが、裁判員を終えてからは職場でも少しは意見が言えるようになった気がします。また、いろいろな考え方があるんだということを実感できたこともよかったです。
- (4番) 法廷で直接尋ねることは緊張するので、証人尋問や被告人質問で、裁判員が聞きたいことを裁判官が代わりに尋ねてもらうことも良いかもしれません。
- (裁判官) 裁判員裁判に参加される前と参加された後で、具体的なイメージの変化はありましたか。
- (2番) 参加する前は、裁判官に対して固いイメージがあって、話し合うのは難しいかなと思っていたのですが、実際は裁判官がいろいろな話をしてくださったり、配慮していただいたことで、思っていたよりは緊張せず、余裕を持って皆さんと話し合うことができたと思います。
- (司会) 本日頂いた貴重な御意見を、今後の裁判員裁判の運用に活かしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

以 上